

遺族附加年金事業

積立年金共済制度 いしすえ

遺族附加年金事業

H10.2.1
制度発足

「遺族厚生年金」の補完

本人・配偶者とも、死亡・高度障害時、年金形式で保険金を受け取ることができます。

現在の加入者 **19,100**名(配偶者含む)
(R7.2.1 現在)

さがけ

H26.2.1
制度発足

「障害厚生年金」の補完

障害年金1級、2級に認定(受給権の取得)されたとき保険金・給付金を受け取ることができます。

現在の加入者 **19,538**名
(R7.2.1 現在) (配偶者含む)

給付継続コース

H13.2.1
制度発足

生活復興資金の補完

死亡時・高度障害時に、一時金で保険金を受取ることができます。

現在の加入者 **9,633**名
(R7.2.1 現在) (配偶者含む)

いしすえ

H3.2.1
制度発足

「老齢厚生年金」の補完

ご自身の将来の備えとしてご準備ください。

現在の加入者 **4,807**名
(R7.2.1 現在)

令和6年度の支払い実績

遺族附加年金事業 **13件 25,061万円** (令和5年度 6件 9,490万円)

さがけ **23件 9,093万円** (令和5年度 10件 5,170万円)

新規加入される際は、保障内容や支払保険料を必ずご確認ください、内容をご理解いただいたうえで申込書をご提出ください。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP19～P22に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

福島県市町村職員共済組合

申込締切日 令和7年9月24日(水)

〈加入手続きに関するお問い合わせ先〉

引受会社 明治安田生命保険相互会社 北海道・東北公法人部法人営業部

022-261-4270 (9:00～17:00 土・日・祝日を除く)

〒980-0804 仙台市青葉区大町1-4-1

遺族附加年金事業

さきがけ

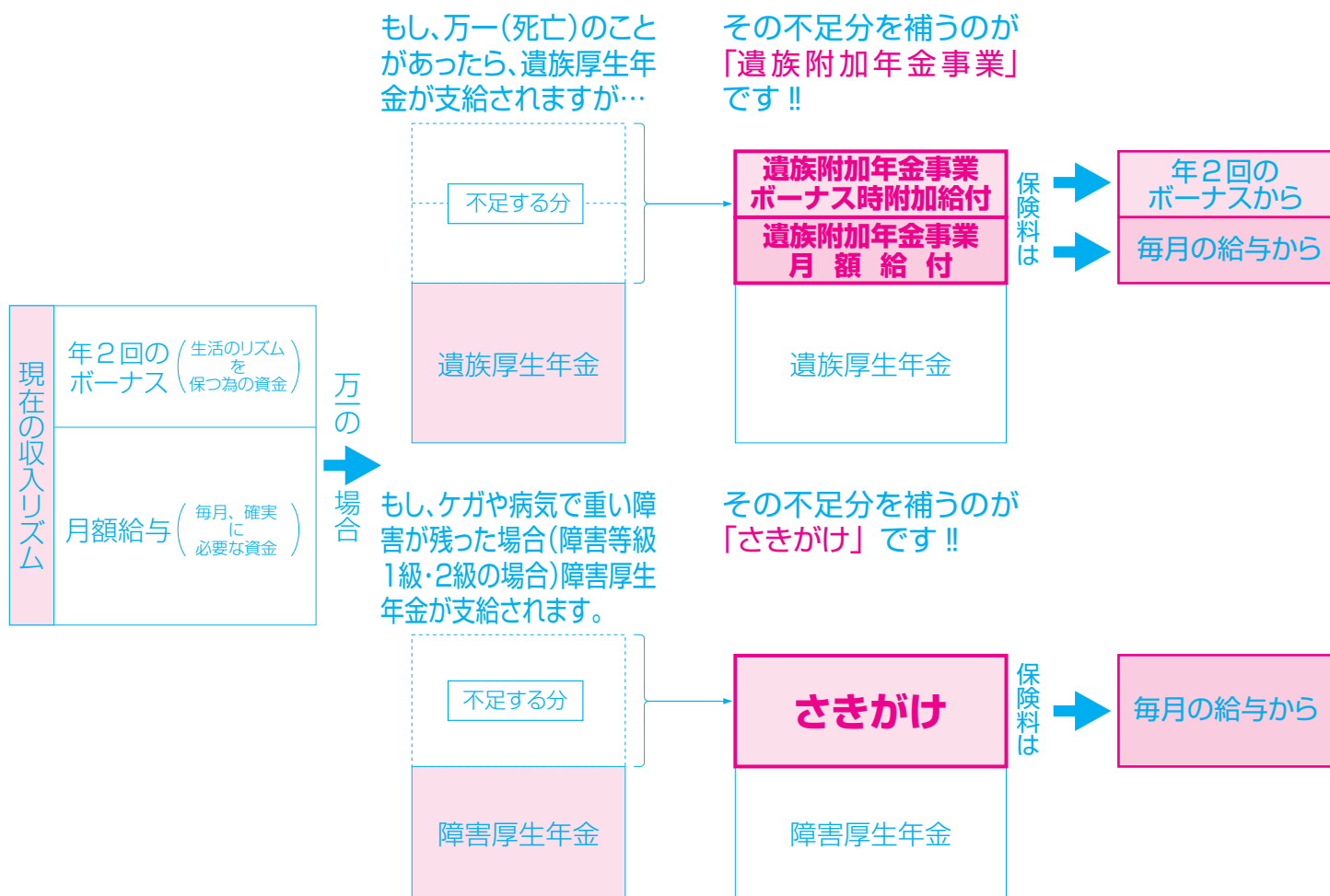
事業の趣旨と内容

組合員が死亡退職した場合については、公的遺族年金である遺族厚生年金が支給されますが、その額は原則として老齢厚生年金の4分の3相当額であり、現在の家族の生活水準という観点から十分と言えないのが実態です。

このような現状をふまえ「遺族附加年金事業」は遺族厚生年金の補完事業として、遺族厚生年金だけでは不足しがちな月々の必要生活費を補うとともに、さらに現在の収入体系を維持するために年2回のボーナス受取を行い、遺族の生活安定をはかることを目的としています。

また、「さきがけ」に加入することにより障害年金1級・2級に認定（受給権の取得）されたとき保険金・給付金を受けとることができます。

ケガや病気による重い障害が残った場合でも、ご自身とご家族が安心して生活するための経済的な支えを長期的に安定的にご準備できます。



〈万一（死亡）の場合必要となるご家族の生活費（年代別モデル）〉

単位：万円

年齢	生年月日	平均 給与月額	遺族必要 生活費	遺族基礎・ 厚生年金月額	遺族生活費 不足額	年齢	生年月日	平均 給与月額	遺族必要 生活費	遺族基礎・ 厚生年金月額	遺族生活費 不足額
18～35歳	H2.8.2～H20.8.1	約 27.5	約 15.6	約 5.2	約 10.4	46～50歳	S50.8.2～S55.8.1	約 47.8	約 35.8	約 15.8	約 20.0
36～40歳	S60.8.2～H2.8.1	38.6	28.9	14.2	14.7	51～55歳	S45.8.2～S50.8.1	50.5	37.9	13.0	24.9
41～45歳	S55.8.2～S60.8.1	43.9	32.9	14.6	18.3	56～60歳	S40.8.2～S45.8.1	48.8	27.0	12.9	14.1

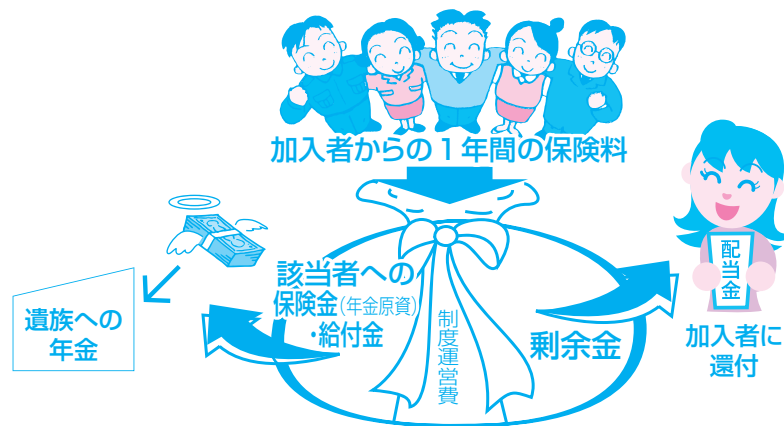
※令和5年度 総務省「地方公務員給与の実態」〈一般行政職：学歴計の市および町村の平均値〉を基に、当社で試算しており、実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

※本人、妻、子2人のモデルライフサイクルで算出 ※各年代（令和8年2月1日現在の保険年齢）の代表年齢で算出

事業のしくみ

この事業は、組合員（加入者）の皆さまが少しずつ保険料を出し合い万が一不幸（死亡・高度障害）があった場合、残されたご家族（加入者が指定）が以後生活に不安のないよう、年齢ごとに定められた期間、年金形式でお支払いする相互扶助事業です。なお、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は加入者に配当金として還付します。

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
※給付継続コースには配当金はありません。



令和6年度の
配当実績

遺族附加年金事業 約**32.7%**
さががけ 約**41.9%**

『適正期間給付型』が発足した経緯(平成31年2月1日発足)

老齢厚生年金の支給開始年齢変更

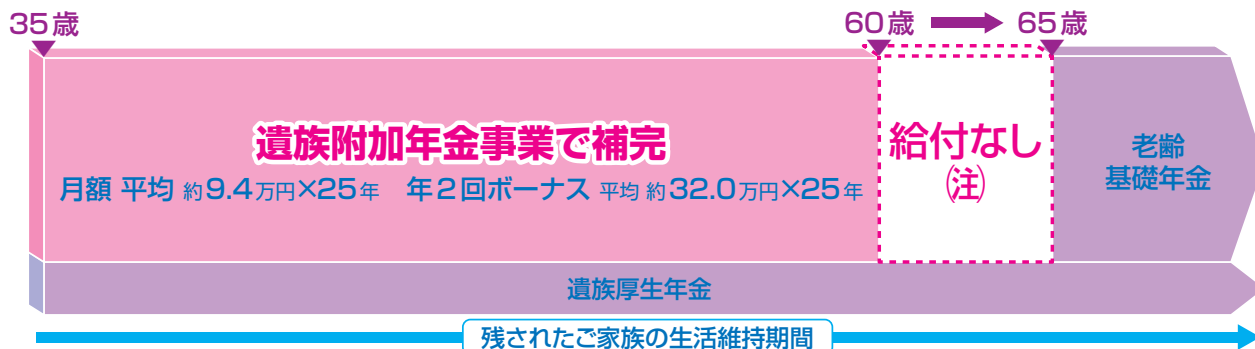
老齢基礎年金は65歳から支給されます。

一方で老齢厚生年金は制度発足当時は60歳から支給されていたものの、支給開始年齢が段階的に引き上げられており、昭和36年4月2日以降に生まれた方から**65歳支給**となります。

従来型の給付イメージ

遺族附加年金事業は残されたご家族の生活維持資金を補う制度です。

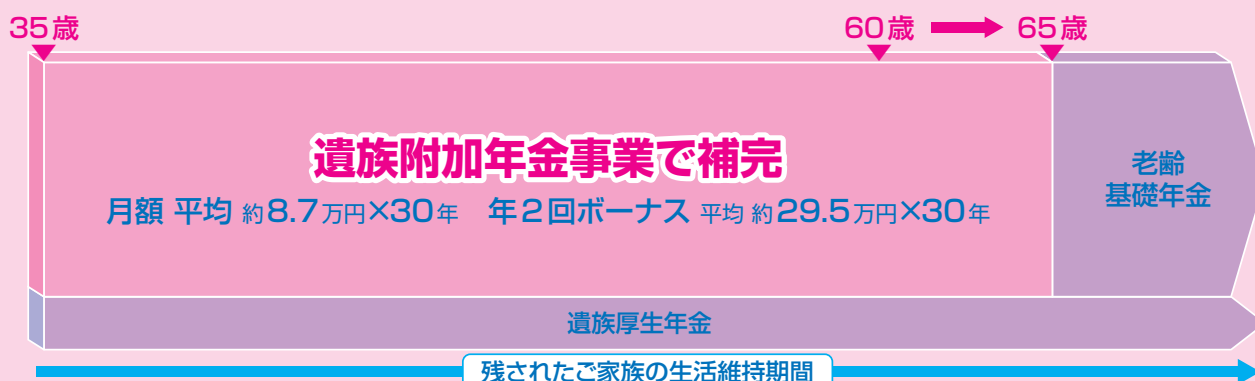
S1コースに加入していた方が35歳で亡くなった場合（年金原資3,947万円）



(注)遺族附加年金事業は受取期間2年～25年の間で選択することができます。記載イメージ図はパンフレットに記載されている18～35歳の受取例をもとに作成しております。36歳以上の加入者は受取月額を低く設定することで60歳以降も受取ることが可能な場合もあります。

適正期間給付型の給付イメージ

R1コースに加入していた方が35歳で亡くなった場合（年金原資4,260万円）



老齢厚生年金の支給開始年齢変更に合わせて、遺族附加年金事業の受取期間を延長しました!!

遺族附加年金事業

(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

遺族附加年金事業は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を（一時金または年金形式で）お支払いします。

組合員本人加入コース

適正期間給付型

必要保障額をしっかりと補完できるコース

コース	年 齢	受取年数 (年)	死亡・高度障害のとき(死亡・高度障害保険金)							月額保険料 (概算)(円)		ボーナス時保険料 (概算)(円)		年金原資(死亡・高度 障害保険金)(万円)		年金原資 総額(万円)
			受取月額(万円)			ボーナス受取額(万円)			受取総額 (万円)							
			初年度	平均	最終年度	初年度	平均	最終年度		男 性	女 性	男 性	女 性	月額部分	ボーナス部分	
R1 コース	18～35歳	30	約 6.1	約 8.7	約 11.4	約 20.6	約 29.5	約 38.5	約 4,933	2,073	1,337	7,124	4,596	2,728	1,532	4,260
	36～40歳	25	7.0	9.6	12.1	19.8	26.9	34.0	4,230	2,485	2,126	7,110	6,081	2,562	1,197	3,759
	41～45歳	20	7.6	9.7	11.9	27.1	34.9	42.6	3,747	2,834	2,147	10,310	7,809	2,147	1,276	3,423
	46～50歳	15	7.9	9.6	11.3	23.3	28.3	33.2	2,585	3,162	2,396	9,460	7,173	1,630	797	2,427
	51～55歳	10	8.9	10.2	11.4	25.7	29.2	32.6	1,808	3,516	2,454	10,269	7,167	1,180	563	1,743
	56～60歳	7	8.3	9.1	9.8	25.6	28.0	30.3	1,157	3,413	2,078	10,694	6,509	750	384	1,134
	61～65歳	3	12.1	12.5	12.8	37.2	38.3	39.4	680	3,209	1,697	10,037	5,306	450	230	680
	66歳	3	9.1	9.4	9.7	25.0	25.8	26.5	495	3,601	1,734	10,046	4,838	340	155	495

必要保障額の7割程度を補完できるコース

コース	年 齢	受取 年数 (年)	死亡・高度障害のとき(死亡・高度障害保険金)							月額保険料 (概算)(円)		ボーナス時保険料 (概算)(円)		年金原資(死亡・高度 障害保険金)(万円)		年金原資 総額(万円)
			受取月額(万円)			ボーナス受取額(万円)			受取総額 (万円)							
			初年度	平均	最終年度	初年度	平均	最終年度		男 性	女 性	男 性	女 性	月額部分	ボーナス部分	
V1 コース	18～35歳	30	約 4.7	約 6.7	約 8.8	約 14.0	約 20.0	約 26.1	約 3,636	1,596	1,029	4,841	3,123	2,100	1,041	3,141
	36～40歳	25	5.5	7.5	9.5	14.0	19.1	24.1	3,230	1,961	1,678	5,043	4,313	2,022	849	2,871
	41～45歳	20	6.4	8.3	10.1	21.3	27.3	33.4	3,096	2,414	1,829	8,080	6,120	1,829	1,000	2,829
	46～50歳	15	7.0	8.5	10.0	19.0	23.0	27.0	2,225	2,796	2,118	7,692	5,832	1,441	648	2,089
	51～55歳	10	8.0	9.0	10.1	21.2	24.0	26.9	1,571	3,132	2,186	8,463	5,907	1,051	464	1,515
	56～60歳	7	7.8	8.5	9.2	21.4	23.3	25.2	1,040	3,185	1,939	8,912	5,424	700	320	1,020
	61～65歳	3	11.3	11.6	12.0	33.1	34.1	35.1	625	2,995	1,583	8,946	4,729	420	205	625
	66歳	3	8.3	8.6	8.8	22.6	23.3	24.0	450	3,283	1,581	9,073	4,369	310	140	450

※記載の受取年数は、モデルプランであり受取年数により受取月額も変動します。なお、詳細につきましては、7ページ「年金払特約」の「年金払の対象となる保険金」をご参照ください。

※記載の受取月額は受取人が1人の場合の金額です。（受取人が複数となる場合は均等分割した金額となります。）

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝令和8年2月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

※更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※上記保険料は、概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※配偶者の保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。

※本制度は主契約（新・団体定期保険）と特約（年金払特約、半年払保険料併用特約）をセットしたものです。

※いずれか1種類を選んでください。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金を支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※配偶者の保険料は月払いのみです。

※ボーナス払いのみの加入はできません。

※増加年金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。将来お支払いする増加年金額は現時点では確定しておりませんので、記載しておりません。なお、決算の状況によっては増加年金額は0となることもありえます。

従来型

コース	年 齢	受取 年数 (年)	死亡・高度障害のとき(死亡・高度障害保険金)							月額保険料 (概算)(円)		ボーナス時保険料 (概算)(円)		年金原資(死亡・高度 障害保険金)(万円)		年金原資 総額(万円)
			受取月額(万円)			ボーナス受取額(万円)			受取総額 (万円)	男 性	女 性	男 性	女 性	月額部分	ボーナス部分	
			初年度	平均	最終年度	初年度	平均	最終年度								
S1 コース	18～35歳	25	約 6.9	約 9.4	約 11.9	約 23.5	約 32.0	約 40.5	約 4,441	1,917	1,236	6,626	4,275	2,522	1,425	3,947
	36～40歳	20	8.4	10.8	13.3	23.9	30.7	37.5	3,843	2,317	1,983	6,665	5,700	2,389	1,122	3,511
	41～45歳	15	9.4	11.4	13.4	33.8	40.9	48.0	3,289	2,553	1,934	9,324	7,062	1,934	1,154	3,088
	46～50歳	10	11.6	13.2	14.7	34.2	38.9	43.5	2,362	2,962	2,245	8,903	6,750	1,527	750	2,277
	51～55歳	7	12.0	13.0	14.1	34.5	37.6	40.7	1,625	3,209	2,240	9,412	6,569	1,077	516	1,593
	56～60歳	5	11.2	11.9	12.6	34.7	36.7	38.8	1,084	3,231	1,967	10,137	6,170	710	364	1,074
	61～65歳	3	10.2	10.5	10.8	34.8	35.8	36.8	595	2,709	1,433	9,383	4,960	380	215	595
	66歳	3	8.2	8.4	8.7	24.2	25.0	25.7	455	3,230	1,556	9,722	4,682	305	150	455

コース	年 齢	受取年数(年)	死亡・高度障害のとき(死亡・高度障害保険金)							月額保険料(概算)(円)		ボーナス時保険料(概算)(円)		年金原資(死亡・高度障害保険金)(万円)		年金原資総額(万円)
			受取月額(万円)			ボーナス受取額(万円)			受取総額(万円)	男 性	女 性	男 性	女 性	月額部分	ボーナス部分	
			初年度	平均	最終年度	初年度	平均	最終年度								
A1コース	18～35歳	25	約 5.3	約 7.2	約 9.2	約 16.2	約 22.0	約 27.9	約 3,288	1,476	952	4,562	2,943	1,942	981	2,923
	36～40歳	20	6.6	8.5	10.5	16.9	21.7	26.6	2,934	1,828	1,565	4,728	4,044	1,885	796	2,681
	41～45歳	15	8.0	9.7	11.4	26.5	32.1	37.7	2,719	2,175	1,648	7,312	5,539	1,648	905	2,553
	46～50歳	10	10.2	11.6	13.0	27.7	31.5	35.2	2,029	2,617	1,983	7,217	5,472	1,349	608	1,957
	51～55歳	7	10.7	11.6	12.6	28.5	31.0	33.6	1,416	2,867	2,001	7,770	5,423	962	426	1,388
	56～60歳	5	10.6	11.2	11.9	28.9	30.7	32.4	983	3,044	1,853	8,466	5,153	669	304	973
	61～65歳	3	9.4	9.7	10.0	31.5	32.5	33.4	545	2,496	1,320	8,510	4,499	350	195	545
	66歳	3	7.7	7.9	8.2	21.3	22.0	22.6	419	3,039	1,464	8,555	4,120	287	132	419

コース	年 齢	受取 年数 (年)	死亡・高度障害のとき(死亡・高度障害保険金)							月額保険料 (概算)(円)		ボーナス時保険料 (概算)(円)		年金原資(死亡・高度 障害保険金)(万円)		年金原資 総額(万円)
			受取月額(万円)			ボーナス受取額(万円)			受取総額 (万円)							
			初年度	平均	最終年度	初年度	平均	最終年度								
B1 コース	18～35歳	25	約 3.2	約 4.4	約 5.5	約 12.1	約 16.5	約 20.9	約 2,152	895	577	3,422	2,208	1,177	736	1,913
	36～40歳	20	3.8	4.8	5.9	12.7	16.3	19.9	1,828	1,042	891	3,546	3,033	1,074	597	1,671
	41～45歳	15	4.7	5.7	6.7	17.7	21.4	25.1	1,684	1,291	978	4,880	3,696	978	604	1,582
	46～50歳	10	6.1	6.9	7.7	18.5	21.0	23.5	1,251	1,556	1,179	4,807	3,645	802	405	1,207
	51～55歳	7	6.1	6.7	7.2	19.0	20.7	22.4	854	1,651	1,152	5,180	3,615	554	284	838
	56～60歳	5	5.9	6.3	6.7	19.3	20.5	21.6	586	1,715	1,044	5,654	3,441	377	203	580
	61～65歳	3	8.9	9.1	9.4	28.3	29.1	30.0	505	2,353	1,244	7,637	4,037	330	175	505
	66歳	3	7.5	7.7	8.0	19.9	20.5	21.1	403	2,965	1,428	7,972	3,839	280	123	403

※この事業は年齢により保険料および保険金額が自動的に増減します。

※記載の受取年数は加入者本人の年齢に応じたモデルプランであり、適正期間給付型は2~30年、従来型は2~25年の間で受取人の方が設定できます。(受取年数により受取月額、ボーナス受取額も変動します。なお、詳細につきましては、7ページ「年金払特約」の「年金払の対象となる保険金」をご参照ください。)

※記載の受取月額、ボーナス受取額は受取人が1人の場合の金額です。(受取人が複数となる場合は均等分割した金額となります。)

※年金の設定については、月額、ボーナス各々での設定となります。

配偶者加入コース

(配偶者加入コースは、組合員本人のコースの加入が必要となります。)

コース	年 齢	受取 年数 (年)	死亡・高度障害のとき(死亡・高度障害保険金)				月額保険料 (概算)(円)		年金原資 (死亡・高度 障害保険金 (万円))
			受取月額(万円)			受取総額 (万円)	男 性	女 性	
			初年度	平均	最終年度				
A (800万円)	18～35歳	7	約 8.9	約 9.7	約 10.5	約816	608	392	800
	36～40歳						776	664	
	41～45歳						1,056	800	
	46～50歳						1,552	1,176	
	51～55歳						2,384	1,664	
	56～60歳						3,640	2,216	
	61～65歳						5,704	3,016	
	66歳						8,472	4,080	

コース	年 齢	受取年数(年)	死亡・高度障害のとき(死亡・高度障害保険金)				月額保険料(概算)(円)		年金原資(死亡・高度障害保険金)(万円)
			受取月額(万円)			受取総額(万円)	男 性	女 性	
			初年度	平均	最終年度				
B (400万円)	18～35歳	5	約6.3	約6.7	約7.1	約404	304	196	400
	36～40歳						388	332	
	41～45歳						528	400	
	46～50歳						776	588	
	51～55歳						1,192	832	
	56～60歳						1,820	1,108	
	61～65歳						2,852	1,508	
	66歳						4,236	2,040	

【配偶者コースの注意点について】※以下の方は配偶者コースの加入お取り扱いについてご注意ください。

●本人について保険年齢56~60歳かつB1コースにご加入の方、保険年齢61歳以上の加入の方(令和8年2月1日現在)

→配偶者コースはB(400万円)のみ加入することができます。また、A(800万円)に既に加入されている場合は、該当保険年齢に達する年度でB(400万円)へのご変更をお願いします。申込書による変更がない場合は、変更処理をさせていただきます。

こども未来コース

コース	月額保険料(概算)(円)															
	18~35歳		36~40歳		41~45歳		46~50歳		51~55歳		56~60歳		61~65歳		66歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
A(500万円)	380	245	485	415	660	500	970	735	1,490	1,040	2,275	1,385	3,565	1,885	5,295	2,550
I(300万円)	228	147	291	249	396	300	582	441	894	624	1,365	831	2,139	1,131	3,177	1,530

【こども未来コースについて】

※期中のこども未来コースのみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取り扱いできません。

また、「遺族附加年金事業」本人コースのみの脱退もお取り扱いできません。「遺族附加年金事業」本人コース脱退の場合は、こども未来コースも脱退となります。

※こども未来コースは本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。

※こども未来コースのみの加入はできません。「遺族附加年金事業」本人コースとセットで加入してください。

※こども未来コースは「遺族附加年金事業」本人コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。

※死亡保険金受取人となるこどもは最大5人までです。

さきがけ

(年金払特約付障害特約付新・団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

さきがけは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）の場合、死亡・高度障害・障害保険金を（一時金または年金形式で）お支払いします。
- 障害状態（障害年金1級、2級）の場合、障害初期給付金をお支払いします。

保障内容

加入対象区分	コース	保障内容		年金受け取りの場合					
				死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）のとき					
		死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）のとき 死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金（年金原資）	障害状態（障害年金1・2級）のとき 障害初期給付金	受取年数	初年度受取月額	平均受取月額	最終年度受取月額	年金原資 死亡・高度障害・障害保険金	年受取総額
本人	Xコース	1,000万円	100万円	10年	約7.6万円	約8.6万円	約9.6万円	1,000万円	約1,037万円
	Yコース	700万円	70万円	7年	約7.8万円	約8.5万円	約9.2万円	700万円	約714万円
	Zコース	300万円	30万円	5年	約4.7万円	約5.0万円	約5.3万円	300万円	約303万円
加入対象区分	コース	保障内容		年金受け取りの場合					
				死亡・高度障害のとき					
		死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金（年金原資）	障害状態（障害年金1・2級）のとき 障害初期給付金	受取年数	初年度受取月額	平均受取月額	最終年度受取月額	年金原資 死亡・高度障害保険金	年受取総額
配偶者	200万円	200万円 ^{*1}	—	3年	約5.3万円	約5.5万円	約5.7万円	200万円	約200万円

*1 配偶者の保障は、死亡・高度障害のときのみ保障となります。（障害特約はありません）

加入取扱いに関するご注意

- ・「さきがけ」のみの加入はできません。必ず遺族附加年金事業の本人は「R1・V1・S1・A1・B1コース」、配偶者は「A（800万円）・B（400万円）コース」の加入が条件となります。
- ・「さきがけ」は、配偶者のみの加入はできません。本人とセットで加入ください。
- ・「さきがけ」に加入する場合、本人は「X・Y・Zコース」のいずれか1種類を選んでください。配偶者は「200万円コース」のみとなります。
- ・本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

【本人】

- ・障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。（脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。）
- ・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- ・障害保険金支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- ・障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- ・高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- ・障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

月額保険料

(単位:円)

加入対象区分	年齢 性別 コース	18歳～35歳		36歳～40歳		41歳～45歳		46歳～50歳		51歳～55歳		56歳～60歳		61歳～64歳		65歳		66歳～70歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	Xコース (1,000万円)	1,260	1,080	1,450	1,360	1,710	1,480	2,180	1,820	2,980	2,290	4,200	2,840	6,070	3,590	5,570	3,220	7,990	4,150
	Yコース (700万円)	882	756	1,015	952	1,197	1,036	1,526	1,274	2,086	1,603	2,940	1,988	4,249	2,513	3,899	2,254	5,593	2,905
	Zコース (300万円)	378	324	435	408	513	444	654	546	894	687	1,260	852	1,821	1,077	1,671	966	2,397	1,245
配偶者	200万円	222	184	252	232	300	256	386	322	532	406	752	504	1,114	644	1,114	644	1,598	830

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝令和8年2月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

給付継続コース

(リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y] 付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型))

意向確認【ご加入前のご確認】

給付継続コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢75歳までの保障が準備できます。

遺族附加年金事業は、組合員が死亡退職した場合に支給される遺族厚生年金の補完事業であり、支払が受けられるのは現職中の死亡に限られています。したがって、組合員が退職後に死亡した場合は支払がありません。

そこで「給付継続コース」への加入により、退職後75歳までの保障継続が可能となります。保障額も3つのコースから選択できるようになっており、更なる保障の充実が図られます。

現在給付継続コース(70歳満期)にご加入の方が(75歳満期)に加入される場合、加入日(令和8年2月1日)現在の保険年齢での保険料となります。その場合(70歳満期)は脱退となります。

保 障 内 容

[加入対象区分: 本人・配偶者]

保障内容	保障額
死亡または所定の高度障害状態になったとき (死亡・高度障害保険金)	300万円 400万円 500万円

- 年金原資額は一時金受取に代えて、年金受取もできます。
- 配偶者も加入できます。(組合員本人の加入が必要となります。)

※本コースだけの加入はできません。必ず遺族附加年金事業の各コースとセットでご加入ください。

※75歳満期と70歳満期は重複して加入できません。

※《リビング・ニース特約》余命6ヵ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

※この制度を保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

月 額 保 険 料

年齢・性別により異なります。

(保険期間75歳満了、集団扱月払、単位:円)

年齢 (歳)	男 性			女 性			年齢 (歳)	男 性			女 性			年齢 (歳)	男 性			女 性		
	300万円	400万円	500万円	300万円	400万円	500万円		300万円	400万円	500万円	300万円	400万円	500万円		300万円	400万円	500万円	300万円	400万円	500万円
18	1,236	1,648	2,060	711	948	1,185	34	1,773	2,364	2,955	984	1,312	1,640	50	2,880	3,840	4,800	1,473	1,964	2,455
19	1,263	1,684	2,105	723	964	1,205	35	1,824	2,432	3,040	1,008	1,344	1,680	51	2,982	3,976	4,970	1,512	2,016	2,520
20	1,287	1,716	2,145	738	984	1,230	36	1,872	2,496	3,120	1,029	1,372	1,715	52	3,087	4,116	5,145	1,554	2,072	2,590
21	1,314	1,752	2,190	753	1,004	1,255	37	1,926	2,568	3,210	1,056	1,408	1,760	53	3,198	4,264	5,330	1,596	2,128	2,660
22	1,341	1,788	2,235	765	1,020	1,275	38	1,980	2,640	3,300	1,080	1,440	1,800	54	3,312	4,416	5,520	1,641	2,188	2,735
23	1,371	1,828	2,285	780	1,040	1,300	39	2,037	2,716	3,395	1,107	1,476	1,845	55	3,438	4,584	5,730	1,686	2,248	2,810
24	1,398	1,864	2,330	795	1,060	1,325	40	2,097	2,796	3,495	1,134	1,512	1,890	56	3,558	4,744	5,930	1,731	2,308	2,885
25	1,428	1,904	2,380	813	1,084	1,355	41	2,160	2,880	3,600	1,161	1,548	1,935	57	3,684	4,912	6,140	1,776	2,368	2,960
26	1,461	1,948	2,435	828	1,104	1,380	42	2,223	2,964	3,705	1,191	1,588	1,985	58	3,816	5,088	6,360	1,827	2,436	3,045
27	1,494	1,992	2,490	846	1,128	1,410	43	2,295	3,060	3,825	1,221	1,628	2,035	59	3,954	5,272	6,590	1,878	2,504	3,130
28	1,530	2,040	2,550	861	1,148	1,435	44	2,367	3,156	3,945	1,254	1,672	2,090	60	4,104	5,472	6,840	1,935	2,580	3,225
29	1,566	2,088	2,610	882	1,176	1,470	45	2,442	3,256	4,070	1,290	1,720	2,150	61	4,257	5,676	7,095	1,989	2,652	3,315
30	1,602	2,136	2,670	900	1,200	1,500	46	2,523	3,364	4,205	1,323	1,764	2,205	62	4,416	5,888	7,360	2,049	2,732	3,415
31	1,644	2,192	2,740	921	1,228	1,535	47	2,604	3,472	4,340	1,359	1,812	2,265	63	4,584	6,112	7,640	2,115	2,820	3,525
32	1,683	2,244	2,805	939	1,252	1,565	48	2,694	3,592	4,490	1,395	1,860	2,325	64	4,761	6,348	7,935	2,184	2,912	3,640
33	1,728	2,304	2,880	963	1,284	1,605	49	2,784	3,712	4,640	1,434	1,912	2,390	65	4,938	6,584	8,230	2,256	3,008	3,760

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳—令和8年2月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお割引前の保険料率は満期まで同一です。記載の保険料は総保険金額100億円以上300億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。(既加入の方の保険料は上記に関わらず、ご加入時の年齢及び保険料率が適用されますが、割引額の変更により保険料が変更になる場合があります。) 記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

※加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いたします。(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

コースの特長

- ご退職後も75歳まで保障を準備できます。(退職後の保険料は月払口座振替となります。)
※給付継続コース(70歳満期)にご加入の方は、現在の保険料率でそのまま70歳まで継続できます。
- 現職中から加入でき、保険料率は加入した年齢により決定し、その後75歳まで一定です。
- 在職中に万一(死亡・高度障害)の場合は一時金もしくは、遺族附加年金事業R1・V1・S1・A1・B1コースに上乗せして本コースから保険金をお支払いします。
- 退職後に万一(死亡・高度障害)の場合は、附加年金もしくは一時金のいずれかをお支払いします。(ご遺族の方が選択できます。)
- 《リビング・ニース特約》余命6ヵ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

遺族附加年金事業の取り扱い				
加入資格		本人…組合員（ただし、会計年度任用職員のうち短期組合員は除く）で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年2月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満63歳6ヵ月までの方（継続の場合は満66歳6ヵ月までの方） ※こども未来コースご加入に際しては、本人について告知ください。 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年2月1日現在満18歳以上、満63歳6ヵ月までの方（継続の場合は満66歳6ヵ月までの方）		
告知内容		【告知内容】 本人【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 ①「治療」には、指示・指導を含みます。②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。 本人・配偶者共通【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。 <table><tr><td>別表</td><td>がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</td></tr></table> ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。	別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病			
保険期間		1年間（令和8年2月1日～令和9年1月31日）で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末（ボーナス給付部分は半年単位の契約応当日の前日）までの保障となります。但し、保険料の払込みが条件となります。		
保険料		月額保険料は毎月の給与から控除します。（初回は1月より） ボーナス時保険料は年2回のボーナスから控除します。（初回は6月より）		
配当金		この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。		
継続加入の取扱い		一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同額（同コース）以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。		
税法上の取扱		●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●高度障害保険金は非課税です。 ●本人の年金原資（死亡保険金額）はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。 ●本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ●税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。		
年金払の特約	年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内（年金原資によっては、年金支払期間が短くなる場合もございます。）で選択いただけます。（通増型確定年金です。） ●基本年金額は毎年、通増いたします。（通増率単利3%） ●年金払いを最長5年間据置くことができます。		
	配当金受取人	●年金支払開始後の配当金（生じた場合）は、増加年金の買増に充当します。		
	年金のお支払い	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。		
	年金払の対象となる保険金	●年金受取人へのお支払は、月額部分が年4回、ボーナス部分が年2回となります。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。		
	その他	新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。		
その他		半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払いの保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分及び半年払保険部分の保険金をお支払いします。		
保険金のお支払い		●死亡・高度障害保険金 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（*）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 ○高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（*）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 <table><tr><td>高度障害状態とは</td><td>1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</td></tr></table> ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 ※引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 ※保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（ https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html ）をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。	高度障害状態とは	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
高度障害状態とは	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの			
お支払いできない場合について（解除・免責等）		次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでに払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。） ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ・契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。） ・契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ・契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1. 死亡保険金について ①被保険者が加入日（*）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 2. 高度障害保険金について ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）		
受取人		死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。		
申込方法		所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。		

※相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
※この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

さきがけの取り扱い

加入資格	本 人…遺族附加年金事業に加入している組合員（ただし、会計年度任用職員のうち短期組合員は除く）で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年2月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満63歳6ヵ月までの方（継続の場合は満70歳6ヵ月までの方） 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年2月1日現在満18歳以上、満63歳6ヵ月までの方（継続の場合は満70歳6ヵ月までの方）（ただし、配偶者についても遺族附加年金事業に加入していることが条件となります。また、配偶者のみの加入はできませんのでご注意ください。）			
告知内容	【告知内容】 本人【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。 本人・配偶者共通【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。 <table><tr><td>別表</td><td>がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</td></tr></table> ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。		別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病			
保険期間	1年間（令和8年2月1日～令和9年1月31日）で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。但し、保険料の払込みが条件となります。			
保険料	月額保険料は毎月の給与から控除します。（初回は1月より）			
配当金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。			
継続加入の取扱	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同額（同コース）以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。			
税法上の取扱	●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●高度障害保険金、障害保険金、障害初期給付金は非課税です。 ●本人の年金原資（死亡保険金額）はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。＊ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。 ●本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ●税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。			
保険年金受取方法	年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内（年金原資によっては、年金支払期間が短くなる場合もございます。）で選択いただけます。（増増型確定年金です。） ●基本年金額は毎年、通増いたします。（通増率単利3％）		
	配当金	●年金支払開始後の配当金（生じた場合）は、増加年金の買増に充当します。		
	年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。		
	年金のお支払い	●年金受取人へのお支払は、月額部分が年4回となります。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。		
	年金払の対象となる保険金	●新・団体定期保険の主契約・障害保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。障害初期給付金の年金払については高度障害保険金または障害保険金が同時に支払われ、かつその全部が年金払となる場合のみお取扱いできます。		
保険金のお支払い	●死亡・高度障害保険金 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（*）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 ◎高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（*）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 <table><tr><td>高度障害状態とは</td><td>1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</td></tr></table> ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿、その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 ※引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 ※保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（ https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html ）をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。 障害保険金、障害初期給付金については、この特約の加入日（*）以後の傷害または疾病を原因として、障害保険金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額と同額、障害初期給付金は保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合に死亡保険金額の1割相当額を高度障害保険金受取人に支払います。ただし、障害初期給付金の支払は、更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。 （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。 ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。 ※特約の締結時（特約が更新された場合は最後の更新時）における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。 ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金または障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合（具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合）については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。 ① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合 ② 初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日に来る場合 ③ 社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣（通常5年まで）のために日本の年金制度への加入が免除となる場合		高度障害状態とは	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
高度障害状態とは	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの			
お支払いできない場合について（解除・免責等）	次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。） ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ・契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。） ・契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ・契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1. 死亡保険金について ①被保険者が加入日（*）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 2. 高度障害保険金、障害保険金、障害初期給付金について ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人・障害保険金受取人・障害初期給付金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）			
受取人	死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。			
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。			

さきがけの取り扱い

対 象 と な る 障 害 状 態	「対象となる障害状態」については、令和7年5月1日時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。
	●障害年金1級 障害保険金・障害初期給付金の対象となる障害状態 1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの 2. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの 3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの 4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 5. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 6. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 両上肢のすべての指を欠くもの 8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 10. 両下肢を足関節以上で欠くもの 11. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がるすることができない程度の障害を有するもの 12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 13. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	●障害年金2級 障害初期給付金の対象となる障害状態 1. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの 2. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの 3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 5. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 6. 平衡機能に著しい障害を有するもの 7. そしゃくの機能を欠くもの 8. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの 9. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの 10. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの 11. 1上肢の機能に著しい障害を有するもの 12. 1上肢のすべての指を欠くもの 13. 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 14. 両下肢のすべての指を欠くもの 15. 1下肢の機能に著しい障害を有するもの 16. 1下肢を足関節以上で欠くもの 17. 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの 18. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 19. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 20. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

※この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付障害特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

給付継続コースの取り扱い

加 入 資 格	本 人…遺族附加年金事業加入の組合員（ただし、会計年度任用職員のうち短期組合員は除く）で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年2月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方 配偶者…遺族附加年金事業加入の本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年2月1日現在満18歳以上、満65歳6ヵ月までの方 ※配偶者についても遺族附加年金事業が加入要件になります。（配偶者のみの加入はできません。） ※ただし、現在給付継続コースの加入者で令和8年2月1日現在満60歳6ヵ月を超えている方については、遺族附加年金事業に加入していなくても継続できます。		
告 知 内 容	【告知内容】 本人【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病气やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病气により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。 本人・配偶者共通【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病气により連続して14日以上入院をしたことはありません。 <table><tr><td>別 表</td><td>がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</td></tr></table> ※告知していた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。 ※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。 ※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。	別 表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別 表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病		
保 険 期 間	令和8年2月1日からご加入者（被保険者）が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日まで ※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。		
保 険 料 配 当 金	月額保険料は毎月の給与から控除します。（初回は1月より） 給付継続コースには配当金はありません。		
自 動 更 新 の 取 扱 い	ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2ヵ月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。 ※なお、当該契約の場合は75歳まで自動更新となり、満期時に希望に応じて80歳満期に変更ができます。		
そ の 他	保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承ください。ただし、保険期間中に退職等される際は、（新）年払の口座振替扱いに変更、または退職時等に保険料の一括払込みをしていただければ、残りの保険期間についてはご継続いただけます。なお、その後は保険料の割引制度の適用がなくなりますので、保険料が高くなる場合があります。 ※この保険には満期保険金はありません。 ※この保険には自動振替貸付制度はありません。 ※現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。 ※なお、当該契約の場合は、退職後も月払での取扱いとなります。		
リビ ング・ ニース 特約	【保険金のお支払事由について】 ●ご請求の際に被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6ヵ月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6ヵ月以内であることを意味します。 ●余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき」に該当しません。 （1）被保険者の余命が6ヵ月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6ヵ月以内ではなくなったと判断される場合 （2）被保険者の余命が6ヵ月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 【ご請求について】 ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニース特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただける指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●「死亡保険金額」は、リビング・ニース特約による保険金のご請求日における「無配当定期保険（Ⅱ型）」の死亡保険金額です。 ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。 【お支払金額について】 ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6ヵ月間の指定保険金額に対する利息と6ヵ月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いします。 【リビング・ニース特約による保険金をお支払いできない場合について】 ●つぎのいずれかにより、リビング・ニース特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 （1）被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき （2）ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき （3）戦争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金をお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。		
解 約 返 戻 金	この制度を保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。		

給付継続コースの取り扱い

税法上の取扱	●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●高度障害保険金は非課税です。 ●本人の年金原資（死亡保険金額）はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。 ●本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ●解約返戻金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。 - 一時所得の課税対象額＝（解約時受取金－総払込保険料－50万円）×1/2 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ●税務の取り扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。		
保険年金法受取方	年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。（定額型確定年金です。） 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の増填に充当します。 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。 年金払の対象となる保険金 ●無配当定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお支払いできません。 その他 ●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。		
保険金のお支払い	●死亡・高度障害保険金 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（*）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になったときにお支払いします。（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 ○高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（*）以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 <table><tr><td>高度障害状態とは</td><td>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃべりの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</td></tr></table> ※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 ※引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。	高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃべりの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃべりの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき		
お支払いできない場合について（解除・免責等）	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。） ●告知していた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき 1. 死亡保険金について ①加入日（*）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなつたときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） （*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 2. 高度障害保険金について ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）		
代理請求特約[Y]について	代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情（注）がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。 （注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。 指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。 1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。 ア. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く） *保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・被産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。 また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。 *保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。 お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。 保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。 ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。 指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。		
受取人	本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。		
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。		

※引受会社の担当者（生命保険募集人）はお客さまと引受会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

※当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

※このパンフレットに記載の事項については、契約応当日である令和8年2月1日の新規ご加入または増額部分についてはご加入時にお配りしている「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について（解除・免責等）」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。

ご契約の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。 【ご契約のしおり 約款】はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。 【ご契約のしおり 約款】記載事項の例 ●お申込の撤回（クーリング・オフ）について ●解約と返戻金について ●健康状態等の告知義務について ●契約内容の変更等について ●保険金等をお支払いできない場合について ●「生命保険契約者保護機構」について 【お取扱できない事項の例】 ●保険期間中の保障額の増額・減額はできません ●保険期間の変更はできません ●保険料の払込方法の変更はできません
--

※この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集团扱無配当定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

Q1

退職後も継続することはできますか？

A1

遺族附加年金事業は退職後は継続できません。
ご退職と同時に保障終了となります。
下記の制度(遺族附加年金事業以外)はご退職時に加入している方は継続できます。
継続年齢は下記のとおりです。

		継続最高年齢	満了時保険年齢
さきがけ ^{※1}		70歳	71歳
給付継続コース ^{※2}	70歳満期	69歳	70歳
	75歳満期	74歳	75歳

※さきがけ・給付継続コースともにご退職後の保険料払込み方法は毎月口座振替となります。口座振替の際の手数料として月額385円が上乗せされます。

※1 「さきがけ」の保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※2 「給付継続コース」の保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が保険期間中に満期年齢（保険年齢）をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢（保険年齢）に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

Q2

配当金はいつ・どこに・還付されますか？

A2

- 遺族附加年金事業・さきがけ
それぞれ1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には、配当金として3月中旬頃に登録口座へ返金します。（予定）
- 給付継続コースに配当金はありません。

Q3

遺族は保険金をどのような形式で受け取れますか？

A3

- 一時金および年金としてお受取り可能です。
- 年金受取人へのお支払いは、月額部分が年4回、ボーナス部分が年2回となります。
- 年金形式でのお支払日は、年金支払月の応当月（15日）です。

Q4

保険金受取人はどのように指定・変更できますか？

A4

申込書記載の死亡保険金受取人欄に記載の受取人コードより指定・変更が可能です。
受取人コードで指定する場合、それぞれ被保険者死亡時の該当者となります。なお、該当者が複数の場合、保険金分割割合は均等とします。
受取人コードは以下のとおりです。
「1:配偶者」、「2:子」、「3:父母」、「5:兄弟姉妹」、「7:法定相続人」、「9:個人指定」
受取人コードおよび受取人氏名の記入がない場合（継続加入者で現在のコード「0」記入の場合も含みます）配偶者、子（死亡している場合の孫を含む）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位で指定します。
■続柄について

お受取人(続柄)	解説
1:配偶者	①夫または妻のことで、法律上の婚姻関係（戸籍上）にあるものです。 ②婚姻届のない内縁関係の場合は、配偶者には含まれません。
3:父母	①父母とは、実親および養父母のことです。 ②父母が離婚している場合、父母の双方ともにお受取人となります。
5:兄弟姉妹	①兄弟姉妹とは、実の兄弟姉妹のことです。 ②結婚して戸籍を移している兄弟姉妹でもお受取人となります。 ③父または母を異にする兄弟姉妹もお受取人となります。

意向確認【ご加入前のご確認】

いしずえは、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

「いしずえ」のしくみ

在職中の積立

①一般型

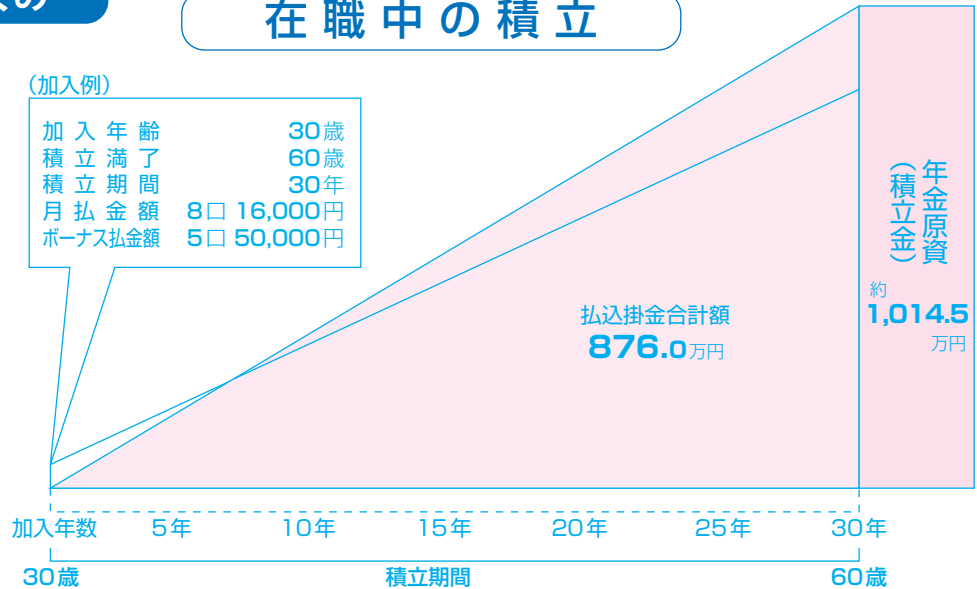
(一般の生命保険料控除型)

※「一般型」に加入すると一般の生命保険料控除の対象となります。
(保険料の全部または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。)

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

(加入例)

加入年齢 30歳
積立満了 60歳
積立期間 30年
月払金額 8口 16,000円
ボーナス払金額 5口 50,000円



②個年型

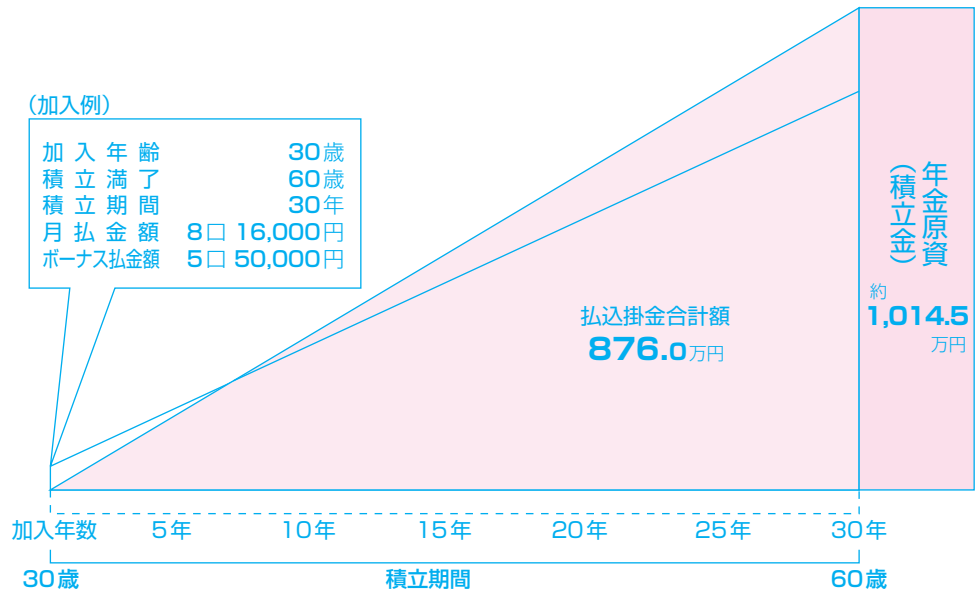
(個人年金保険料控除型)

※「個年型」に加入すると個人年金保険料控除の対象となります。
(保険料の全部または一部は、控除限度額以内で所定の個人年金保険料控除の対象となります。)

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

(加入例)

加入年齢 30歳
積立満了 60歳
積立期間 30年
月払金額 8口 16,000円
ボーナス払金額 5口 50,000円



加入コースの取扱いについて

	一般型	個年型	備考
50歳以上58歳未満	○	×	一般型のみ加入できます。
50歳未満	○	○	両方に加入できます。

◎本制度は、公的年金を補完する目的の制度であるため、原則として上記の確定年金で受け取っていただきますが、やむを得ない理由がある場合については、年金に代えて一時金でお支払いします。

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

(1) 年間保険料は70.791万円を常に維持していること。

(2) 加入者全員の保険料が毎月月初に入金されたものであること。

(3) 給付額試算表の給付額は、予定利率（令和7年5月1日現在年1.25%）に基づき計算しています。

なお、基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）については、将来変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。

決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

積立金（脱退一時金）は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

年金の受取

5年確定年金(定額型)
積立金約1,014.5万円を
充当した場合



(拠出型企業年金保険)

60歳

一年目	二年目	三年目	四年目	五年目
基本年金 月額 約17.2万円 (年額 約207.0万円)				

65歳

年金受取総額
約1,035.4万円

10年確定年金(定額型)
積立金約1,014.5万円を
充当した場合



(拠出型企業年金保険)

60歳

基本年金 月額 約8.8万円 (年額 約106.7万円)									
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

65歳

年金受取総額
約1,067.6万円

10年確定年金(支払額二段階型)
積立金約1,014.5万円を
充当した場合



(拠出型企業年金保険)

60歳

基本年金 月額 約11.7万円 (年額 約140.8万円)				
-------------------------------------	--	--	--	--

65歳

年金受取総額
約1,056.6万円

基本年金 月額 約5.8万円 (年額 約70.4万円)				
-----------------------------------	--	--	--	--

70歳

15年確定年金(支払額二段階型)
積立金約1,014.5万円を
充当した場合



(拠出型企業年金保険)

60歳

基本年金 月額 約9.0万円 (年額 約108.3万円)				
------------------------------------	--	--	--	--

65歳

年金受取総額
約1,083.4万円

基本年金 月額 約4.5万円 (年額 約54.1万円)									
-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

75歳

年金給付額試算表

ー積立金約1,014.5万円を年金で受け取った場合ー

〈5年確定年金(定額型)〉

経過 年数	基本年金年額	基本年金受取 累計額
年 約	円 約	円
1	2,070,920	2,070,920
2	2,070,920	4,141,840
3	2,070,920	6,212,760
4	2,070,920	8,283,680
5	2,070,920	10,354,600

〈10年確定年金(定額型)〉

経過 年数	基本年金年額	基本年金受取 累計額
年 約	円 約	円
1	1,067,610	1,067,610
2	1,067,610	2,135,220
3	1,067,610	3,202,830
4	1,067,610	4,270,440
5	1,067,610	5,338,050
6	1,067,610	6,405,660
7	1,067,610	7,473,270
8	1,067,610	8,540,880
9	1,067,610	9,608,490
10	1,067,610	10,676,100

〈10年確定年金(支払額二段階型)〉

経過 年数	基本年金年額	基本年金受取 累計額
年 約	円 約	円
1	1,408,900	1,408,900
2	1,408,900	2,817,800
3	1,408,900	4,226,700
4	1,408,900	5,635,600
5	1,408,900	7,044,500
6	704,450	7,748,950
7	704,450	8,453,400
8	704,450	9,157,850
9	704,450	9,862,300
10	704,450	10,566,750

〈15年確定年金(支払額二段階型)〉

経過 年数	基本年金年額	基本年金受取 累計額
年 約	円 約	円
1	1,083,420	1,083,420
2	1,083,420	2,166,840
3	1,083,420	3,250,260
4	1,083,420	4,333,680
5	1,083,420	5,417,100
6	541,710	5,958,810
7	541,710	6,500,520
8	541,710	7,042,230
9	541,710	7,583,940
10	541,710	8,125,650
11	541,710	8,667,360
12	541,710	9,209,070
13	541,710	9,750,780
14	541,710	10,292,490
15	541,710	10,834,200

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、予定利率(令和7年5月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

年金受給希望者の受取方法

年金受取人(掛金負担者)は被保険者本人です。

【一般型】

掛金払込完了年齢(60歳または掛金払込期日を超えても継続して組合員である者については70歳)に達した時、または満50歳以上で死亡以外の事由により当年度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。

※初年度年金月額が1万円未満の場合(支払額二段階型は2万円未満)には年金選択ができません。

【個年型】

掛金払込完了年齢(60歳または掛金払込期日を超えても継続して組合員である者については70歳)に達した時、加入者に年金をお支払いいたします。

※払込期間10年未満、または、60歳未満の場合は一時金受取のみとなります。(ただし、50歳以上60歳未満の方で60歳まで繰り延べした場合、年金の支払も選択できます。)

・これらのことを「年金受給権の取得」といいます。

・確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時(年金受給権取得時)一時払の積増限度額となります。

・加入者はお申し出により年金開始を最長10年間繰り延べすることができます。この期間中引受保険会社が定めた方法により積立てておきます。ただし、繰延期間中は掛金の払込はお取り扱いしません。

なお、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。繰延期間中は、減額のお取り扱いできません。

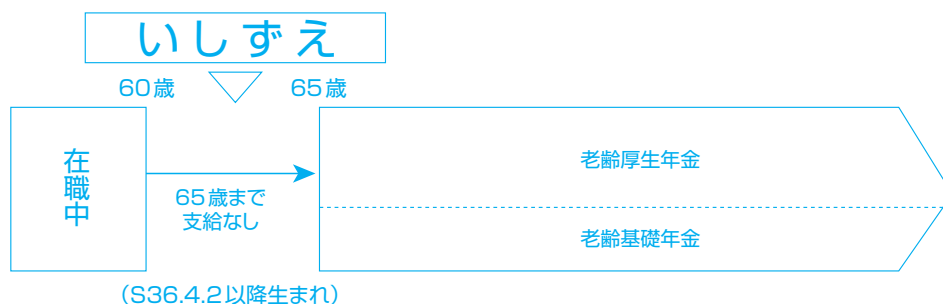
※年金は年4回(3月、6月、9月、12月)3ヵ月分ずつに分けてお支払いします。

●確定年金

(5・10・15年間)基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。(5年確定年金については一般型のみとなります。)

「いしずえ」は老齢厚生年金を補完します

老齢厚生年金の支給開始年齢は、昭和36年4月2日以降に生まれた方は65歳まで年金の支給がありません。「いしずえ」は、退職後の老齢厚生年金を補完することを目的とした制度です。



在職中の給付額試算表

(注) 下記の月払・ボーナス払の掛金には1%の制度運営事務費が含まれます。また、生命保険会社の付加保険料(※約1.3%)が含まれております。
※付加保険料は更新日時点における総保険料により決まり、現時点では確定していません。記載の付加保険料は令和7年5月1日現在のものです。今後変動する場合があります。

〈月払5口：10,000円〉

加入年数	払込掛金合計額	積立金額 (脱退一時金額)
1年	120,000円 ^{円約}	117,700円 ^円
2	240,000	236,700
3	360,000	357,000
4	480,000	478,650
5	600,000	601,700
6	720,000	726,050
7	840,000	851,850
8	960,000	979,000
9	1,080,000	1,107,650
10	1,200,000	1,237,700
11	1,320,000	1,369,200
12	1,440,000	1,502,200
13	1,560,000	1,636,700
14	1,680,000	1,772,750
15	1,800,000	1,910,300
16	1,920,000	2,049,400
17	2,040,000	2,190,100
18	2,160,000	2,332,400
19	2,280,000	2,476,300
20	2,400,000	2,621,800
21	2,520,000	2,769,000
22	2,640,000	2,917,850
23	2,760,000	3,068,400
24	2,880,000	3,220,650
25	3,000,000	3,374,650
26	3,120,000	3,530,350
27	3,240,000	3,687,850
28	3,360,000	3,847,150
29	3,480,000	4,008,200
30	3,600,000	4,171,150

〈ボーナス払10口：100,000円〉

加入年数	払込掛金合計額	積立金額 (脱退一時金額)
1年	200,000円 ^{円約}	195,900円 ^円
2	400,000	394,000
3	600,000	594,300
4	800,000	796,800
5	1,000,000	1,001,500
6	1,200,000	1,208,600
7	1,400,000	1,417,900
8	1,600,000	1,629,600
9	1,800,000	1,843,700
10	2,000,000	2,060,200
11	2,200,000	2,279,100
12	2,400,000	2,500,500
13	2,600,000	2,724,400
14	2,800,000	2,950,800
15	3,000,000	3,179,700
16	3,200,000	3,411,300
17	3,400,000	3,645,500
18	3,600,000	3,882,300
19	3,800,000	4,121,900
20	4,000,000	4,364,100
21	4,200,000	4,609,100
22	4,400,000	4,856,800
23	4,600,000	5,107,400
24	4,800,000	5,360,800
25	5,000,000	5,617,100
26	5,200,000	5,876,300
27	5,400,000	6,138,400
28	5,600,000	6,403,600
29	5,800,000	6,671,700
30	6,000,000	6,942,900

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

(1) 年間保険料は70,791万円を常に維持していること。

(2) 加入者全員の保険料が毎月月初に入金されたものであること。

(3) 給付額試算表の給付額は、予定利率(令和7年5月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。

決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

いしずえ Q & A

Q1

一般型と個年型の違いはなんですか？

Q2

積立の方法はどうなっているのですか？

Q3

積立口数の変更及び脱退はいつでもできますか？

Q4

やむなく、途中で脱退した際の「脱退一時金」の税金はどうなるのでしょうか？

Q5

積立期間中に本人が死亡した場合はどうなりますか？

Q6

個年型から一般型または一般型から個年型に移行できますか？

A1

対象となる保険料控除、受取方法、加入可能年齢が違います。
(P13.14.17を参照ください)
一般型は一般の生命保険料控除の対象となり、個年型は個人年金保険料控除の対象となります。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

A2

①月払 (1口2,000円)
②ボーナス払 (1口10,000円)
③退職時一時積増
3つの方法があります。
しかし、月払に加入していないとボーナス払・退職時一時積増ができません。

A3

変更は年1回更新時に取扱いします。
口数の変更の場合は変更後の口数で申し込んでください。
脱退は随時受け付けます。

A4

脱退一時金は一時所得扱いとなり、脱退一時金から払込保険料合計額を控除した額が50万円までは、非課税※となります。この額が50万円を超えた場合は、超えた部分の1/2の額に一時所得として所得税が課税されます。つまり、源泉分離課税の適用は受けません。
※他に一時所得がない場合です。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

A5

遺族一時金を遺族の方に支払います。
遺族一時金＝積立金＋1ヵ月分の月払保険料相当額
(制度運営事務費を除く)
遺族一時金は相続税の対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合「法定相続人数×500万円」まで非課税となります。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

A6

移行できません。個年型から一般型または一般型から個年型へ変更を希望する場合は、一旦脱退し、希望の型へ再加入する必要があります。なお、その場合、積立金は個年型から一般型または一般型から個年型へ移行されません。積立金はご請求いただき、脱退一時金でお支払いします。

申込書記入例

印字されている被保険者氏名・性別・生年月日に間違いがないかご確認ください。
印字されていない場合は、被保険者氏名(カタカナ)・性別・生年月日をご記入ください。
(訂正される場合は二重線を引き、訂正印を押印してください。)

変更の場合は変更後の合計口数を「申込」欄にご記入ください。脱退される方は「申込」欄に0と記入のうえ「拠出型企業年金保険給付金請求書」をご提出ください。

福島県市町村職員共済組合 御中

積立年金共済制度「いしずえ」
(拠出型企業年金保険)
加入(変更)申込書

申込日 7 年 9 月 3 日

加入(変更)日 8 年 2 月 1 日

申込締切日 7 年 9 月 24 日

被保険者氏名(カタカナで記入ください) ワカバ タロウ

性別 男

生年月日 55 年 12 月 1 日

申込欄

区分	月払 1口2,000円	ボーナス払 1口10,000円
一般型 生命保険料控除適用	8	5
個年型 個人年金保険料控除適用	8	5

お申込みの内容を確認のうえ、署名または捺印してください。
署名(アルファベットで自署)

00000001

申込日をご記入ください。

署名または申込印兼同意印を押印してください。

申込書は職場の共済事務担当課へご提出ください。

申込締切日 令和7年9月24日(水)

取 扱 内 容

	一 般 型	個 年 型
責 任 開 始 日	令和8年2月1日から加入となります。	
加 入 資 格	加入日（毎年2月1日）に満15歳以上58歳未満の組合員で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払込完了年齢満60歳まで2年以上ある方となります。ただし、掛金払込期日を超えても継続して組合員である者については、満70歳まで2年以上ある方となります。	加入日（毎年2月1日）に満15歳以上50歳未満の組合員で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払込完了年齢満60歳まで10年以上ある方となります。ただし、掛金払込期日を超えても継続して組合員である者については、満70歳まで10年以上ある方となります。
新規加入及び加入口数変更の取扱い	年1回定められた申込期間中に限り加入及び増口を受け付け2月1日付けで取り扱います。 所定の申込書により申し込んでいただきます。 期間中の中途での口数変更はできません。 既加入の方で、口数変更のない場合は、申込書の提出は不要です。	
脱 退 取 扱 い	制度からの脱退は随時取り扱います。	
掛 金	掛金は加入者負担です。 ①月払掛金 1口あたり2,000円として、1口～50口の範囲で選択できます。掛金は毎月の給与から控除されます。 (第1回目は1月の給与より控除します。)	
	②ボーナス払掛金（月払加入が条件であり、ボーナス払のみの加入はできません。） 1口あたり10,000円として、1口～50口の範囲で選択できます。掛金は6月・12月のボーナスから控除されます。	
	③退職時には、「退職時一時積増」(10万円単位で1,000万円が限度〈ただし、その時の積立金の範囲内〉)ができます。退職時に職場の共済事務担当課員にお申し出下さい。月払加入が条件であり、一時積増のみの加入はできません。	
	④上記の掛金には、全て1%（月払1口あたり20円、ボーナス払1口あたり100円）の制度運営事務費が含まれております。（但し、退職時一時積増には含まれておりません。）また生命保険会社の付加保険料（※約1.3%）が含まれております。 ※付加保険料は更新日時点における総保険料により決まり、現時点では確定しておりません。記載の付加保険料は令和7年5月1日現在のもので、今後変動する場合があります。	
在 職 中 の 給 付	在職中に脱退または死亡したとき、次の給付があります。 脱退したとき…脱退一時金（加入者本人に支払われます。） 死亡したとき…遺族一時金（加入者の遺族…配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順…に支払われます。） 〈労働基準法施行規則第42～第45条に定める遺族補償の順位に準ずる〉 なお遺族一時金の額は脱退一時金に1ヵ月分の月払保険料相当額（除く制度運営事務費）を加えたものです。	
払 込 満 了（終了）時の選択	払込満了（終了）時に、次の選択をすることができます。 ①5年確定年金（定額型） ※初年度年金月額が1万円以上での受取りとなります。 ②10年確定年金（定額型） ※初年度年金月額が1万円以上での受取りとなります。 ③10年確定年金（支払額二段階型） ※初年度年金月額が2万円以上での受取りとなります。 ④15年確定年金（支払額二段階型） ※初年度年金月額が2万円以上での受取りとなります。 ※年金の支払に代えて、一時金でも受取ることができます。 ※50歳以上での脱退の場合は、①②③④より選択できます。	払込満了（終了）時、次の選択をすることができます。 ①10年確定年金（定額型） ②10年確定年金（支払額二段階型） ③15年確定年金（支払額二段階型） ※年金の支払に代えて、一時金でも受取ることができます。 ※払込期間10年未満、または60歳未満の場合は一時金受取のみとなります。（ただし、50歳以上60歳未満の方で60歳まで繰り延べした場合、年金の支払も選択できます。）
残 高 通 知	積立金残高は、毎年1回決算終了後、3月頃加入者に通知します。	
保 険 料 控 除	払込掛金から制度運営事務費を引いた金額が、一般の生命保険料控除の対象となります。	
	税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。	
配 当 金 支 払 方 法	毎年の決算により、配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は、年金増額のための保険料に充当します。	

「生命保険契約者保護機構」について
引受会社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構は、生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定利率契約（※）を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）また予定利率等の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。
詳細については、保護機構（<https://www.seihohogo.jp/>）をご覧ください。
（※）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受会社または保護機構のホームページで確認できます。

個人情報に関する取扱いについて＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞
当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、契約者および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
この制度は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社

北海道・東北公法人部法人営業部 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-4-1 TEL 022-261-4270

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

ご参考

公的年金シミュレーター（<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>）
「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



MEMO

【契約概要】【注意喚起情報】（生命保険）

遺族附加年金事業（年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険）

さきがけ（年金払特約付障害特約付新・団体定期保険）

給付継続コース（リビング・ニーズ特約付、代理請求特約【Y】付集団扱無配当定期保険（Ⅱ型））

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要および注意喚起情報に記載されている「遺族附加年金事業」は、新・団体定期保険を指します。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2. 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保 険 料	支払事由
遺 族 附 加 年 金 事 業	P7	P7	P3	P7
さ き が け	P8	P8	P5	P8
給 付 継 続 コ ー ス	P9	P9	P6	P10

3. 配当金

遺族附加年金事業、さきがけは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。給付継続コースは、配当金はありません。

4. 脱退による返戻金

遺族附加年金事業、さきがけは、脱退（解約）による返戻金はありません。
給付継続コースは、保険期間中に脱退（解約）された場合、加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。

5. 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

1. お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日*）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2. 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

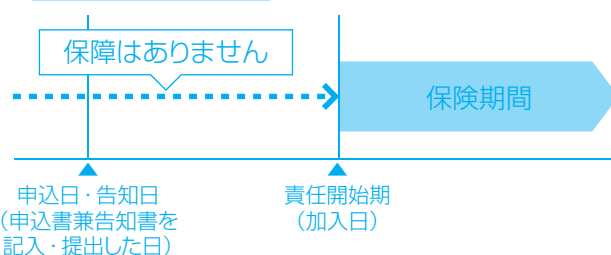
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3. 責任開始期（加入日*）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社でご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日*）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日*）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

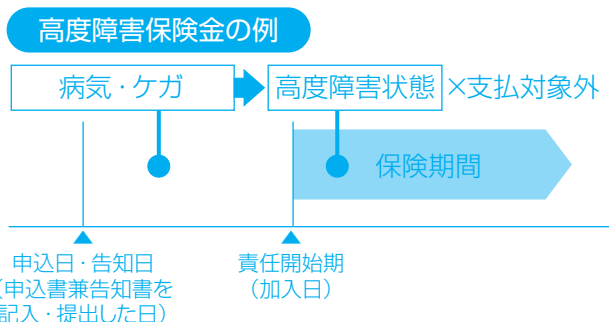
新規加入の例



■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4. 保険金等をお支払いできない主な場合

- 責任開始期（加入日*）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



- 責任開始期（加入日*）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
遺族附加年金事業（P7）、さきがけ（P8）、給付継続コース（P10）

5. 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。
(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6. ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社
北海道・東北公法人部法人営業部
ご照会窓口 022-261-4270
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）9:00～17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口
0120-661-320
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9:00～17:00

- この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付継続コースについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

【契約概要】【注意喚起情報】

「いしすえ」(拠出型企業年金保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。

2. 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

3. 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

4. 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

5. 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

6. 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2. 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4. 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5. 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。

（ホームページ<https://www.seihohogo.jp/>）

6. ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先（注）

明治安田生命保険相互会社
北海道・東北公法人部法人営業部
電話番号 022-261-4270

（注）一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページ<https://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8. 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9. ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10. 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

遺族ガイダンスについて

安心してください!

遺族附加年金事業では、ご加入者に万一（死亡）があった場合、保険金の支払といった経済的なご支援だけでなく、ご遺族の精神的なサポートを実施しています。

遺族ガイダンスの内容

- ・請求手続きのご説明
- ・「家計収支推移表」による今後の収入と支出の分析と、収支状況に対するアドバイス
- ・「ライフガイド」による公的給付案内、税金等のご説明

1

遺族附加年金事業担当

では、わかりました。では、お伺いします。

所属担当者

〇〇市役所ですが、〇〇さんの遺族ガイダンスを実施してほしいのですが…

2

このたびはお悔やみ申し上げます。

よろしくお願いします

3

ご加入内容のご説明

そっだったのね…

〇〇さんは、生前遺族附加年金事業の〇〇コースに加入されており…

4

家計収支推移表

家計収支推移表による今後のライフプランのアドバイス

つづきまして〇〇さんの今後の収支ですが…今後の収支を見てみます…

5

ライフガイド

ライフガイドによる公的給付・相続税等のご説明

また、〇〇さんは公的遺族年金があります…

6

請求手続きのご説明

では、この用紙にご捺印願います。

わかりました

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

年間スケジュールについて

令和7年7月～
9月24日(水)締切

加入・更新手続き期間

令和7年12月下旬

ご加入内容のお知らせ配布

令和8年1月

初回保険料控除

令和8年2月1日(日)

更新日

保障開始

令和8年3月13日(金)
(予定)

前年度配当金還付

保険期間は、令和8年2月1日～令和9年1月31日です。

※7月から始まる次年度の加入更新手続きについては、所属によって取扱が異なります。

引受会社 明治安田生命保険相互会社

北海道・東北公法人部法人営業部 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-4-1 TEL 022-261-4270 (9:00～17:00 土・日・祝日を除く)